

## 福島みずほ再質問状への回答

質問 1. 低減策をとる必要があるのに、除染作業が必要ないというのはなぜか。

(答)

可能な限り被ばくの低減策を講ずるべきであるのは当然である。

一方、校舎内では大きな遮蔽効果が働く等、たとえ校庭で毎時3.8マイクロシーベルト以上の線量がある学校においても、屋外活動を制限する等の措置を講ずれば、必ずしも除染作業を行わなくても被ばくの観点から問題が生じることはないと考えている。

ただし、被ばくは合理的に達成できる限り低く抑制すべきとの観点及び安心の観点から、継続的なモニタリングの実施等を行うが、引き続き数値が下がらない等の場合には、設置者である市町村教育委員会の意向や地域の実情を十分に踏まえて必要な対応を行っていく所存である。

質問 2. ICRPの提言は、あらゆる防護策をとることを前提に1～20ミリシーベルトとしているが、これにのっとれば、土壌の除染作業は必要なのではないか。

(答)

土壌の除染作業は被ばく低減に効果があることから、実施可能なのであれば、土壌の除染作業を行う方がよいのは当然であるが、前述のように土壌の除染を行わないからといって、被ばくの観点からの問題が生じることはない。

質問 8. 「全体の被ばく量の2%程度」という評価の根拠となるデータ（セシウムを含む）、測定方法、計算手法を示すこと

(答)

内部被ばくは以下の手順で求める。

- ・土壌に沈着している放射性物質が一定の割合で空中に巻き上げられる（再浮遊）。

- ・再浮遊の割合はIAEAやNCRPによって与えられている係数を用いる。
  - ・呼吸によって吸入する再浮遊放射性物質量を推定する（年齢に応じた呼吸率と滞在時間を用いる）。
  - ・体内に取り込まれた放射性物質の量（Bq）から吸収線量（Sv）を算定する（ICRPによって定められている線量換算係数を用いる）。
- 以上の手順に基づき、それぞれの核種に関して、線量を求めて合計し、各学校の合計線量における内部被ばく線量の割合を平均したところ、2%程度となっている。

質問9. 内部被曝の評価に関しては、食べ物を考慮に入れていなかった理由を示すこと。

(答)

食物については、暫定規制値を上回る食品については摂取制限の措置が、水については、飲食物摂取制限に関する指標を超過した場合には飲用を控える等の措置が採られることとなっているため、あくまでも学校等の施設の利用判断を行うために示した「暫定的考え方」における学校生活における内部被ばくの評価には含めなかったのであり、流通している食品等については内部被ばくに有意な影響を与えることはないと考える。

質問12. 安全委員会の判断について、見解を示すこと。

(答)

特に問題は無いと考えている。

質問13. 原子力安全委員会の助言は「正式」決定とは言い難い。これを踏まえて、文部科学大臣としての見解を示すこと。

(答)

4月19日に政府原子力災害対策本部が原子力安全委員会に求めた



結果として原子力安全委員会から得られた助言は正式のものである。

質問14. 文部科学大臣は郡山市独自の土壌除染を必要なしとしたことを謝罪し、その発言を撤回すること。

(答)

郡山市が行った土壌除去については、郡山市独自の判断でされたものと考えている。

文部科学省としては、ただちに校庭等の土や砂を入れ替えなくても、毎時3.8マイクロシーベルト未満であれば、安全に平常通りの活動を行うことができ、また、毎時3.8マイクロシーベルト以上の場合には、屋外での活動を一日あたり1時間程度にするとともに、手洗いやうがいの励行等に留意することによって、児童生徒等の安全は十分確保されると考えている。